

道州のあり方等について

- ① 道州のあり方
- ② 道州の組織・税財政制度
- ③ 道州の区域
- ④ 道州制の導入（実現）プロセス
- ⑤ 道州制特区関係

目次

<道州制ビジョン懇談会メンバー>

	石井 正弘	(岡山県知事、 全国知事会道州制特別委員会委員長)
(座長)	江口 克彦	(PHP 総合研究所代表取締役社長)
	大久保 尚武	(積水化学工業代表取締役社長)
	金子 仁洋	(評論家)
	河内山 哲朗	(山口県柳井市長 全国市長会副会長)
	堺屋 太一	(作家・エコノミスト)
	山東 良文	(国土計画協会特別会員)
	高橋 はるみ	(北海道知事)
	中村 邦夫	(松下電器産業代表取締役会長)
	長谷川 幸洋	(東京新聞・中日新聞論説委員)
	宮島 香澄	(日本テレビ報道局記者)

<道州制協議会メンバー>

北海道	南山 英雄	(北海道経済連合会会長)
東北	幕田 圭一	(東北経済連合会会長)
	丸森 仲吾	(宮城県商工会議所連合会会長)
北 陸	犬島 伸一郎	(北陸経済連合会副会長)
中 部	川口 文夫	(中部経済連合会会長)
関 西	村上 仁志	(関西経済連合会地方分権委員会委員長)
中 国	福田 督	(中国経済連合会会長)
四 国	山下 直家	(四国経済連合会副会長)
九州・沖縄	芦塚日出美	(九州経済同友会代表幹事)
	太田 守明	(沖縄経済同友会副代表幹事)

道州のあり方等について

ご氏名	石井 正弘
①道州のあり方	道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、道州制の下での地方自治体は、道州と市町村の二層制とすべきである。 道州は、国と市町村の間の広域自治体として、市町村と役割を分担して、内政に関する事務のうち主に地域における広域行政を担うものとすべきであって、国の出先機関的な性格や国と地方自治体との中間的な性格を持つようなものであってはならない。
②道州の組織・税財政制度	<道州の組織> 道州の首長については、直接公選とすることが望ましい。なお、首長の選出方法を選択できることとするかどうかについては、道州の基本的な組織原理である首長の選出方法が、それぞれの道州によって大きく異なることは、国家としてのあり方に混乱を生じるおそれがあることから、あえてこれを選択可能とする必要はないと考えられる。 道州の議会議員の選出方法についても、道州内の多様な地域の住民の意見を道州の議会に反映させるため、原則として、選挙区制とすることが望ましい。 なお、選挙区制を原則としつつ、政策本位の選出方法である比例代表制を加味することも考えられる。 <税財政制度> 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない

い。

地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、税体系を抜本的に再構築し、地方の課税自主権を強化する必要がある。例えば、諸外国の事例を参考にした共有税の導入など、現行の国税と地方税の税目や課税自主権のあり方も含めた抜本的な見直しを行い、可能な限り偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築しなければならない。

道州間の歳入を一定程度均等化するための財政調整制度については、まず、現行の地方交付税がそもそも標準的な行政サービスを全国どの地域においても享受できることを前提とした自治体の財源保障を担うものであることから、これを地方の固有財源として明確に法的に位置づけ、その総額や配分方法については、国と地方において決定する仕組みの導入を検討しなければならない。

さらに、全てを国と地方の垂直的な財政調整で賄っている現行方式に加えて、国からの関与や依存度を縮小するという観点から、一部について、道州間で主体的に財政調整を行う水平的な調整の仕組みを併用することも検討しなければならない。

④道州制の導入（実現）プロセス	道州制は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。そのため、道州制の検討は政治主導の下で行われるべきであり、地方六団体の各代表者と関係閣僚等により構成される常設の「検討機関」を共同して設置し、特に、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方自治体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めなければならない。 また、道州制の検討に当たっては、国民の意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題であるが、現時点で、道州制の具体的なイメージについて、また道州制が我が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすかについて、国民に十分理解されているとは言い難い状況にある。 そのため、国と地方の双方が道州制のメリットや課題について分かりやすく積極的な情報発信を行い、国民的な幅広い議論が行われるよう努めなければならない。
------------------------	---

③道州の区域	道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない。 道州の区域は、経済的に自立性の高い圏域を形成するという観点や地域の事情を考慮して定めるものとするが、その際、住民が一体感を持つことができるよう地域の意見を反映した区域となるように設定すべきであり、地理的特性や歴史的事情等も考慮すべきである。 なお、道州の区域等の枠組は、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、国において一方的に区域を絞り込むなど、枠組を先行させた議論を行うべきではない。
⑤道州制特区関係	道州制特区推進法自体は、道州制という言葉が法律上初めて明記され、また国が持つ様々な権限や財源の移譲を地方の側から総理に対して提案することができるようになったという点で画期的なものと言える。 しかしながら、現在の中身については、地方の側から見ると、道州制特区と呼ぶにふさわしいもっと大幅な権限移譲や税財政制度の思い切った改正があってもよかったのではないかとの思いもあり、今後、北海道において思い切った提案がなされ、また政府においてもその提案を真摯に受け止めていただくことを期待している。

道州のあり方等について

氏名	江口克彦
①道州のあり方	1、道州、基礎自治体が主体性を持って行政を行なう。 2、自由自主自立の行政を行なう。 3、霞が関政府と対等な関係を構築する。 4、他の道州と善き政治の競争をする道州 5、住民参画の行政を行なう。 6、国際社会と競争する道州 7、一国多制度の道州 8、税財源の完全確保、法律上書き権の新設、条例制定権の拡大 9、地域民優先の行政
②道州の組織・税財政制度	1、道州知事の住民による直接選挙（官僚からの立候補禁止） 2、各道州の判断によって自主的に組織を形成（全国一律の組織はあり得ない・・・中央集権ではない！） 3、税制も国税以外は、各道州が税目、税率等決定すればいいのであって、国が一律に決めるべきではない！ 4、道州間による財政調整は、道州間で協議して行い、国は関与すべきではない。（垂直調整ではなく、水平調整）
③道州の区域	《道州区割り私案》 1、北海道 2、東北（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島） 3、北陸信越（新潟、富山、石川、福井、長野） 4、北関東（茨城、栃木、群馬、埼玉） 5、東京特別（東京23区）

	6、南関東（千葉、神奈川、山梨、東京都下） 7、東海（岐阜、静岡、愛知、三重） 8、関西（滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山） 9、大阪特別（大阪府） 10、中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口） 11、四国（徳島、香川、愛媛、高知） 12、九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
④道州制の導入（実現）プロセス	実現のプロセス 1、国民啓蒙活動、世論喚起 2、地域主権型道州制単独担当大臣の任命 3、地域主権型道州制実現諮問会議の設置（工程表等） 4、区割りの確定 5、地域主権型道州制実施法の制定 6、国会の決議 7、首相の決断 8、道州知事の地域住民による直接選挙 9、税財源の完全移譲（交付税、補助金の廃止） 10、国、道州、基礎自治体・地域主権型道州制の行政の開始 11、2015～2020年に実施
⑤道州制特区関係	1、提案権の改廃・・・実行権 2、税財源の実験的完全移譲 3、法律上書き権、条例の制定権拡大の付与 4、北海道、九州、沖縄を道州制特区に指定（5年間実験）

道州のあり方等について

氏名	大久保 尚武
①道州のあり方	・ 道州は、都道府県に代わる広域自治体 ・ 国からの分権ではなく、道州が主体となって地域経営を行なう。そのため次の2点が必要。 (1) 行政能力（権限、財政、人材）上、自立が可能な一定の規模 (2) 自らの特徴、持ち味を見つけて、それを徹底的に伸ばしていく、すなわち地域経営を行なう気概
②道州の組織・税財政制度	・ 道州制ビジョンでは、本項目については、大まかな方向を記載するにとどめ、詳細は、後述する「道州制導入に関する検討会議」に委ねる。 ・ 道州政府も、可能な限り簡素で筋肉質な形とする。 ・ 道州議会を持ち、議員は公選とする。また、国と同様、議院内閣制の形で、議会が首長を指名することが望ましい（憲法改正が必要となるが）。 ・ 道州の公務員は、原則として道州で採用。但し、国家公務員や民間との人事交流を定例化する。 ・ 財政面での受益と負担の関係を、可能な限り、道州単位で貫徹し、国からの財政移転は最低限にとどめる。 ・ 道州債は、道州自らの責任の下に発行する。 ・ 国有財産は原則として道州に引き継ぎ、同時に債務も引き継ぐ。
③道州の区域	・ 日本の地域的なマネジメントとしては、8～10が適切と考えるが、国が示す区割りは、あくまでイメージにとどめ、地方からの発案に委ねる。

④道州制の導入（実現）プロセス	・ 道州制ビジョンに従い、内閣に、総理を議長とし、関係閣僚、地方代表、民間有識者から成る「道州制導入に関する検討会議」を設ける。 ・ 同会議の答申に基づき、道州制基本法を策定する（理念、国の最低限の役割の列挙、推進組織・期限等）。 ・ 並行して (1) 道州制の本来の意義（都道府県合併ではなく国の分割、権利要求型社会から責任分担型社会への変革）についての広報活動を行なう。 (2) 県から市長村への権限委譲を進める。
⑤道州制特区関係	・ 現行法は、以下の点で、あるべき道州の姿とはほど遠く、抜本改正が必要。 (1) 3以上の都府県合併（法2条）が条件となっており、北海道以外の地域の適用が難しい。 (2) 権限委譲の範囲がわずか8項目に限られている。また、さらなる権限委譲の提案は可能だが、実現の可能性が低い。

道州のあり方等について

ご氏名	金子 仁洋
① 道州のあり方	1 道州は、基礎自治体と並んで、国の内政を第一次的に分担する地方自治体として、国の行政権による常時関与を脱した区域内の自治立法権（上書権を含む）・自治行政権・自治財政権をもち、その自立した個性的な機能を保障され、自らの生涯に適した自治体の選択権を有する主権者国民によって支えられる。国と道州との係争が発生した場合は、憲法と法律に基づいて司法が裁定する。必要があれば立法府が道州の側に立ち、新たな法律を作る体制とする。 2 自治体間の相互調整に関しては水平調整を原則とし、最終的には司法の判断を仰ぐこととする。国の関与を要する統一分野は、政府と州代表との協議による。 3 国には、地方制に関する地方の監視機構（参議院等）をおく。
②道州の組織・税財政制度	1 道州の組織は、先進議会制民主主義国の多様の制度を範とし、それらの中から、適宜自主選択してさらに独自の工夫を加え、これにより、一国多制度による競争関係を導入する。 2 過渡段階において、道州制の母体となる特定広域団体の実践を通じ、その地方に適した最終案に収斂させる。その際、国が、選択肢を提示し、各地域の主権者国民が選択し易い環境を整備する。 3 税は事務事業に必要な最低限を確保する原則により、国とは税源を別に、分権をはかり、全額独自に徴収する制度とする。 4 財政調整機構は、道州間の水平調整制度を原則とする。
③道州の区域	1 区域は、二八次地方制度調査会の提示するモデルを基本とし、特定広域団体の形成過程を通じて基礎自治体に住む主権者国民が選択決定するものとする。決定がない場合は国が決める。 2 基本法によって国と地方の役割分担が明示され、地方分を一斉に移管する段階では、後述のように、その受け皿を特定広域団体と準特定広域団体にする関係上、再度大規模に、一定期間を付して、基礎自治体に住む主権者国民に選択のチャンスを与える。その際、県境にはこだわらないこととする。

④道州制の導入（実現）プロセス	1 導入は、ある時期、全国一斉を目標とするも、地方民意の熟する過渡段階を重視し、その漸次不断の推進を図るフレームワークとして、道州制特区推進法の活用を図る。同法による特定広域団体は、都道府県の広域部分及び国からの事務事業の受け皿として、道州制の母体となる。過渡段階においては、とりあえず一国多制度とする。 2 都道府県の事務事業は広域部分と基礎自治体部分とその他の部分に三分され、広域部分は、特定広域団体へ、そして、基礎自治体部分は基礎自治体へ移管される。都道府県は、残存するその他その地方特有の事務事業の残務を整理することとし、その廃止を含む帰趨に関しては、なお民意によるものとする。 3 北海道以外の特定広域団体は、関係都府県の事務事業の中、その広域部分を集中させる協議会等の執行共同体によることとし、合併のみを前提としない。 4 国の事務事業の中、地方分とされたものをいっせいに下ろす段階になっても、なお、特定広域団体を創るに至らない地方については、国が、準特定広域団体を創り、正規の特定広域団体と並べて受け皿とする。準特定広域団体には、民主化条項を付し、その地方の民意の熟し次第、正規の特定広域団体に切り替えるものとする。特定広域団体から州へ移行する時期についてはなお過渡段階をおく。
⑤道州制特区関係	1 道州制特区推進法が、現行都道府県の上に特区をかぶせ、その地方を道州制に向け成熟させる趣旨の法であることを再確認する。 2 しかし、現行法は、全国を対象にしながら北海道に偏り、北海道に並ぶ特色を有する沖縄を落とすだけでなく、その他の地方の特定広域団体化に関しては合併を前提としたため、現に首都圏連合を成熟させつつある南関東の都府県を予め拒否する法になっている。早急に改正を要する。とりあえずの改正点は次の通りとする。 3 沖縄を北海道と同じ扱いとし、沖縄に住む主権者国民の選択にまかせるようにすること 4 特定広域団体は、現行都府県の合意により、その各々の広域部分を集中する協議会等の執行共同体を母体とするようにすること。 5 全体の進行管理は、道州制特区推進本部に部会を設けるなどの方法により対処すること。

道州のあり方等について

氏名	河内山 哲朗
①道州のあり方	1、 道州は可能な限り簡素で小さな政府であるべきである 2、 補完性の原理、近接性の原理に忠実に制度設計し、基礎自治体中心・道州補完であるべきである
②道州の組織・税財政制度	1、 道州は有権者が直接選挙する執行権者とすべきか議院内閣制をとるかは慎重な議論が必要（執行権者と議会のねじれを懸念） 2、 地域偏在の少ない税源（例：消費税）を道州の財源とすべき
③道州の区域	とくに決定的な意見はありません。
④道州制の導入（実現）プロセス	基礎自治体の検証（合併の検証）を早急に行うと同時に、現行の都道府県行政の課題を検証する。国の出先の検証。これらをまず行う。その上で道州のありようを検討し、広く国民的議論を繰り返す。その後、国会の審議にゆだねる。
⑤道州制特区関係	とくに意見なし。

道州のあり方等について

堺屋 太一

1. 道州のあり方

道州制は「国かたち」を決定する制度である。

(1) その精神 自助の延長としての自治を基本とする。

国民の自助 → 基礎自治体（市町村） → 道州 ----- 国独自の機能

1. 自助でできないことを基礎自治体に委ねる。
2. 基礎自治体でできないこと（高等教育、広域公共事業、電波管理、警察、大型の産業振興）および市町村間調整は道州が行う。
3. 国は、国家独自の機能を果たす（外交、防衛、通貨、皇室、巨大災害、共通通商、移民政策、競争政策、司法等 17 機能）。
4. 市町村間の調整は道州が行う。
5. 道州間の調整は、道州調整会議で行う（国はアドバイザー）。

(2) 道州のあるべき姿

1. 規模 道州は文化、経済、社会の繋がりと住民意識で区分すべきである。但し、情報の受発信、高等教育、文化創造、広域公共事業、治安警察等の機能を持つに十分な財政、人口、面積を持つのが望ましい。
2. 地位 各道州は独立機関であり、国および他の道州の指揮命令又は助成を受けるものではない。
道州は、市町村に対しては調整および指導の権限を持つ。市町村は道州に対して「改善要求」を出すことができる。過半数の市町村より「改善要求」があれば道州議会で審議しなければならない。
3. 法令 国の法令は、国会決議による法律および閣議決定による政令に限る。それ以外の省令、規則、通達は全廃。道州法又は市町村令に委ねる。
国（首相）は、道州に対して必要な条例を制定する（教書を出す）ことができる。

(3) 道州制下の地域構造

1. 各道州はその区域内に情報受発信機能、文化創造機能、産業の中核管理機能を育成する。
道州の間には「善政競争」が行われるようにする。それを促す道州行政評価機関を複数設ける（国又は行政機関もその一つ）。
2. 各道州は、重点文化、重点産業、重点友好外国などを定める。それぞれの研究教育、技術開発、人材教育、興行施設を設ける。
3. 各道州は、人口（住民）、産業、文化の誘致振興競争を行う。医療や福祉、教育、建設の新技术導入競争を盛んにする。
4. 国民は居住地を自由に選択できる。

2. 道州の組織・税財政制度

(1) 組織

- ① 道州は、直接選挙によって選ばれる首長を持つ。
- ② 道州は、広範な立法権を持つ一院制議会を持つ。道州議員選挙区は、市町村単位とする。
- ③ 道州は、高等教育、技術研究、文化振興の機関を持つ。
- ④ 道州の行政機関は、それに加わる最大の都市府県庁を上回らない規模に抑える。

(2) 税財政

- ① 道州の財政は完全に自立したものとする。州債の発行等は独自に市場において行う（金利差も破綻もあり得る）。
- ② 市町村債の発行は、道州の定める範囲内とする。
- ③ 道州間の財政調整は、道州間調整会議で行う。
- ④ 国は主として企業課税、企業間取引の消費税とし全税収の3割程度とする。
道州税は個人課税および消費にかかる消費税を中心に全税収の3割程度とする。
市町村は、財産課税（固定資産税、相続税等）と個人課税や企業課税の一部、自動車、酒、タバコ等への課税とし全税収の3割程度にする。
道州間調整財源として、高額所得者の累進分、燃料税（環境税）など全税収の1割程度を確保する。

- ⑤ 徴税および社会保険等公共徴収は道州に一元化する。国および市町村は道州に徴収料を支払うが、徴収率が低い場合は徴収料を引き下げる。

3. 道州の区域

- 10 道州（北陸州を含む）と東京 23 区特別州くらいが適切だろう。
（上記機能の持てる規模を考えればよい）

4. 道州制導入プロセス（考え方）

道州制は、日本のかたちを決めるもの。当然、国（中央政府）、基礎自治体の改革を同時に行わなければならない。従って、

(1) 国家政府の機能の限定

1. 省庁の整理（17 機能への削減）
2. 国家公務員の大幅減少（自衛官を別として 1/3 程度にする）
3. 国家機能以外の国有財産の道州への売却（国債返済財源）
4. 国家機能のための新組織形成（国家警察、安全ネットの確立、残余国債の管理機構等）

(2) 道州制府の設立準備と道府県の解体

1. 福祉、教育、産業振興、電波管理、公共事業等に関わる国家公務員は道州に移動する（国家公務員の半数は道州に移転）。
2. 国立の教育、研究機関、医療福祉機関などの道州移管
3. 都道府県職員の道州への移行（道府県公務員の 1/3 程度）
4. 国および都道府県公務員の市町村への移管（国の 1/6、県の 1/2 程度＝同時に全体の 2 割以上を削減）
5. 都道府県資産および機能の市町村への移管又は売却

(3) 道州間調整機関の設立

1. 道州間調整委員会の設立（財政金融、教育医療、福祉、産業政策、公共施設、通信情報、人事、法制、調査統計調整部会を置く）
2. 調整基金および税源の確保

3. 道州間調整基準の検討

(4) 国の省令、規則、通達の道州令化の検討

省令や規則で国の法律政令とすべきものを洗い出して解決する。

(5) 道州制導入のタイム・スケジュール

①道州制基本法の制定	0 年
②国家機能確定法、道州区区割法の制定	3 年目
③道州に売却する国有財産の確定および評価	5 年目
④道州設立準備機関の発足	5 年目
⑤国家公務員、府県公務員の移動手続き	5～10 年
⑥道州制完全実施（首長選挙）	10 年目

5. 道州制特区関係

国家組織との関係があるので、現状では特別な効果は考え難いのではないか。

道州のあり方等について

ご氏名	山東良文
①道州のあり方	(前回の道州制の理念目的でも一部言及) 1 九州、近畿、東北等の地域を基盤に、国政機能を分割して、州を創設する。 人々は創意を発揮して、産業を興し、教育を見直し、雇用と福祉を確保し、一国並みの豊かな地域をつくる。州は、国並みの<u>政策立案立法権能と独自の財政力を持たねばならない。</u> 【説明】 ① 州は、九州、近畿、東北等の地域に直接根ざした地域政府である。県の合併を必要としない。国の国政機能の分割と、受け皿となる地域の住民の賛成によって成立する。 ② 州は新設の主体である。過去のしがらみを持たない。国の組織の延長でもなければ、県の延長でもない。 ③ 県の合併は混乱を招く 県知事や県議の抵抗。県がなくなることへの住民の不安。しきたりの違う組織の合併がもたらす業務面、人事面での混乱。利害関係者の反対。 政令指定都市に象徴される、県市二重構造の無駄を道州へ持ち込む恐れ。 こういう混乱を敢えて冒さなければならない理由はない。 ある世論調査が、地方分権賛成・道州制反対をいうのは、大いに考えるべき。 ④ 州創設は地方分権とは別個の問題。地方分権は徹底して進めるべきであり、その場合、<u>基礎自治体の自立こそ、地方分権の最重要課題</u>であろう。 地方自治の課題として、県の拡大が必要かどうかは、州とは別個に考えればよい。 ⑤ 州制度は国全体の体制の問題であって、現在の地方自治体の延長上の問題ではない。州は県の合併を前提とした広域自治体ではない。問題を矮小化すべきでない。また、県合併という古い体質の上に接木をする類は、グローバル化の荒波を乗り越える新時代の体制づくりに相応しくない。 (備考) 固定観念(道州制＝県の合併という)からの脱却必要。 コペルニクスの転回。

	⑥ <u>県が何故必要かの検討の要</u>。県の仕事が小さくなれば、簡素化が当然。しかし、単独では自立できない市町村への補完のため、県はなお相当期間存続する。（松下幸之助さんは、「置州簡県」といっている。）理想は補完の必要ない状態であるが、その時期はまだ先になりそうだ。 ○ まず必要な制度をつくり、州の法的性格は、後の学者の検討に委ねればよい。 2 州は国・県の合作 人事面では州創設は国と県の合作である。組織づくりは合理的に、しかし、職員は既存の組織と関係なく、人材として適材適所で活用し、希望に満ちた新しい職場を開拓する。 3 中央・州の関係では、統合と分立のよきバランスが重要。両者は補完関係にある。 <u>連邦制とは逆方向の成立過程。州は、独自性という点では、限りなく連邦制の州に近づくが、日本という共通の基盤から離れられない。</u> （備考）道州制の呼称よりは、より普遍的な州制度、州体制がよい。
②道州の組織・税財政制度	1 州制度三本の柱 (i) 州首長は公選 任期六年、一任期、再選のための右顧左弁（右向いたり左向いたり）を必要としない。政党に所属せず、政治的に中立である。 (ii) 中央と州の関係、統合と分立のバランスは、国会がとる。 ① <u>議会機能に関しては、州創設後 10 年～15 年の過渡的期間は、独自の州議会を設けず、国会が掌握する。</u> ② <u>州出身国会議員に、選出州の事項に関して、議決権の優越が与えられる。</u>国会議員は、全国と州の双方に責任を負う。 ③ <u>独自の州議会の設置については、過渡的期間において、州政を経験の後、改めて決定する。</u> （備考）初期ほど全国統一型に、時とともに州重視型になろう。 (iii) 州民広場（電子空間を含む）活発化する世論形成機構である。 2 公務員の共通人事機構 (i) 公務員は、共通の新しい人事制度の下で、一括採用、中央・各州間の異動が行われる。 <u>新しく設けられる共通人事機構は、かつての官庁の任命権者というよりは、人事システムのルール管理機構であり、公務員の共通登録機構である。狙いは、</u>

オープンな人事制度の創設であり、中央、各州間に新しい割拠意識の発生を排除することである。

(備考) 公務員は、中央・各州間の機関を渉り歩く。このことが中央・各州間の仕事の配分を円滑にする。

(ii) 個人のやりたい仕事の種類や勤務地の希望を登録し、コンピューターによる人事情報管理により、職員と各機関の人事当局との間に、選別し合う関係が生まれる。官庁機構の中に労働市場ができる。

(iii) 任期制の契約公務員として、人材登用の道を拓げる。

(備考) 地方自治体の公務員についても、州ワイドでの共通採用、移動の自由が与えられれば、公務員の質の向上に寄与するだろう。

3 州財政

(i) 州財政は、他者からの裁量に左右されない確実な財源と、州の自由な支出権限の保障が基本である。次の三方式が考えられる。

i 州独自の課税 ii 国税収入の一定割合を各州へ公平に配分 iii 国税配分に補完的に特定税目の州課税追加

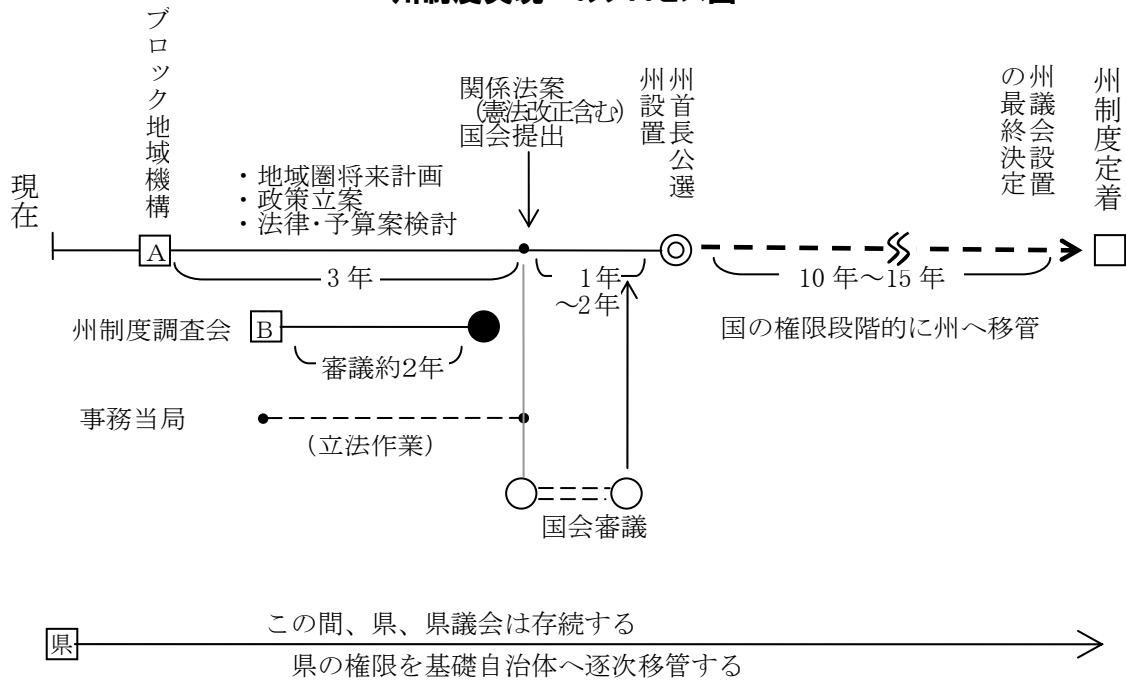
(ii) 仮案として――州に対する財源付与の方式は、例えば、国税収入(特定税目)の一定割合の額を、法律に基づき、州全体の財源として確保し、その州別配分については、人口比を基礎に、面積、気象条件、離島間距離等で若干の補正を加味して法定する等、自由裁量の余地のない簡明直截なルールとして律する。また州による限定的な補完課税の必要性を検討する。

(備考) 連邦における州と異なり、日本という共通の基盤を根に持つ、国政の地域分割による州として、補完的な税制以外、ここでは州に原則的な課税権は認めない立場をとった。従って州の課税権に基づく州間の税収格差は発生しない。

(iii) 課税権および州への財源配分は、州制度の基本問題検討機関が設置される場合、そこでの重要な検討事項となろう。中央と州の間、また各州間で、最も先鋭化が予想される問題である。

③道州の区域	次の5点を重視する。 1 一国並みの品格と豊かさを持った地域共同体をつくることのできる規模の地域 2 地理的歴史的に一体性をなす地域 3 日本列島が、大災害その他、どんな非常事態に直面しても、部分部分が独立して生き残れる体制を基本に、分節形態を考える。 4 国際的な経済・生活・文化交流の単位としての適当な規模の地域であり、海外の各国・各地域との交流を主体的に営む能力があること。 5 一つの州が、可能な限り、太平洋から日本海に跨る区域とする。 (備考) 沖縄、場合によっては北海道について、特別州の検討する必要があるか。
④道州制の導入(実現)プロセス	時間軸の中の州制度 <u>全体の期間を、州の前段階・創設過渡期・制度定着段階の3段階に区分する。</u> 1 前段階では、地域の将来計画の策定や、政策、立法、予算の検討等、州制度創設への準備を行う。内閣に、次の機関を設置する。 (i) ブロック地域機構 ①「<u>ブロック地域圏会議</u>」(例えば「九州会議」― 担当大臣、県知事、指定都市その他若干の基礎自治体の長で構成) ②「<u>ブロック地域圏政策庁</u>」または「<u>委員会</u>」(例えば「九州政策庁」) <u>要点は、事務所は現地に置くことと、各省、県・自治体から職員を出向させ、国・地域合作の合同混成組織をつくることである。</u> (ii) 州制度検討機関の設置。州制度の基本事項をあらゆる角度から検討する。 2 州の創設過渡期(10年～15年と見込む)は、国の権限が段階的に州へ移管される時期である。<u>この間、独自の州議会を設けず、国会が議会機能を掌握し、全国と州の、統合と分立のバランスを図る。</u> なお、<u>この間、県および県議会は存続する。</u> 3 州制度定着段階は、独自の州議会の設置についての最終決定がなされることによって始まる。 (次頁図参照)
⑤道州制特区関係	特になし。

州制度実現へのプロセス図



(説明)

I 州制度実現へのプロセスを三つの段階に区分する。

i 前段階 ii 州創設過渡期 iii 制度定着段階

1. 前段階 次の機関を設置する。

i ブロック地域機構 ([A])

①ブロック地域圏会議 (例えば「九州会議」)

担当大臣、知事、指定都市その他の自治体の長で構成

②ブロック地域圏政策庁または委員会 (例えば「九州政策庁」)

ii 州制度基本問題検討機関 ([B])

2. 州創設過渡期 国の権限が段階的に州へ移管される。国会は全国・州のバランスをとる。

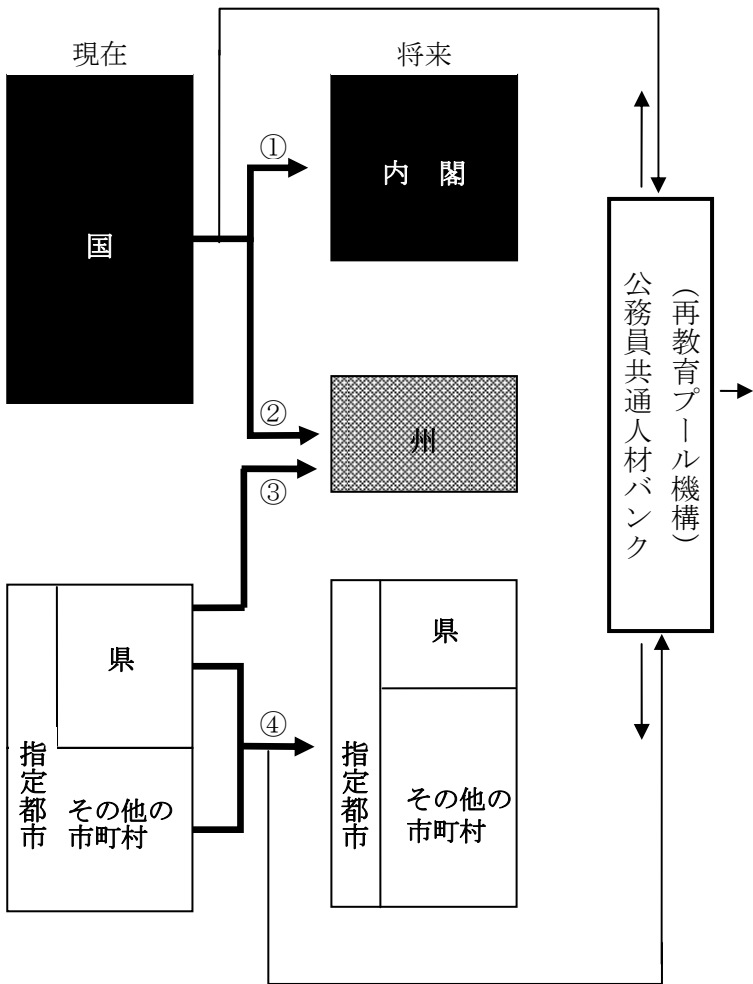
3. 州制度定着段階 独自の州議会の設置について最終決定

II 州の前段階の4～5年が、政治情勢等で多少延びても支障はない。ブロック地域機構は、将来の州形成につなげる充実した役割を果たす。

ME—Z

州創設に伴う 国・地方の組織再編—職員の移動の経路

山東良文



(説明)

- 1 組織の再編に伴い余剰人員は共通人材バンクへ移る。職業の再教育を受ける。
過渡期の10年～15年間に人材バンクの職員数は次第に減少する。
- 2 人材バンクと現組織との間は、一定ルールによる定期交替はあり得る。

ME - Z②

州の前座 ブロック地域機構の活動イメージ

山東良文

1 州の前座としての地域機構は、現地に置かれる。各省・自治体から職員を出向させ、混成部隊として組織する。

2 業務内容

地域の将来計画の策定、政策検討、立法準備、予算化準備、実施運営への橋渡し。

3 活動イメージ 各省の各部門を対象にした標準検討チームを編成

- ① 地域将来計画・・・・・・・・・・ 2 名
- ② 政策立案
 - i 立法・・・・・・・・・・ 2 名
 - ii 予算・・・・・・・・・・ 2 名
 - iii 専門（各部門の）・・ 1 名（技術、経営、農業、雇用、医療、港湾等々）
- ③ 実施への橋渡し・・・・・・・・・・ 2 名

（備考）1 初年度は 1 省庁対応 1 ～ 3 チーム程度（各省の対応能力による）。第 2 年度以降は少なくとも各省各局毎に 1 チーム。

2 地域将来計画は専門家数名の編成。上記各専門領域専門家をあわせ活用。

④ 現行の全国立法に対する部分修正、部分不適用、または全面的新規立法の可能性検討。
特に全国立法との調整、問題発生の態様の検討。

⑤ 予算見積り、ブロック地域全体の予算の仮枠(人口 1 人当たり)に収まるか否かを、常に検証。 3 年間程度で収斂の可能性に目途を立てる。財務及び各省との協同検討。
（併行して、州制度検討機関での制度設計の検討が、2 年間の予定で進められている。）

⑥ 政策実施の態様と実施主体について、見定める。 どこを相手に、適正な実施を考えるか。

（備考）基礎自治体の自立を中心にした地方自治体の再編成を期待する。各省の権限が本地域機構に移管される段階で、地方自治体再編成の行方を見定めつつ、なお国から自治体に帰属させるべき権限の移譲を徹底させ、地方分権を推進する。自治体再編のための検討チームが必要になる可能性がある。

道州のあり方等について

ご氏名	高 橋 はるみ
①道州のあり方	○ 道州制は、都道府県に代えて新たな広域自治体として「道州」を設置し、日本の自治の構造を、市町村（基礎自治体）→道州（広域自治体）→国の３層制に変えていくこと。 ○ 道州制は地域主権型社会を実現するための取組であることから、道州よりもより住民に近い基礎自治体である市町村が強化され、大きな役割・権限を担うようにすることが重要。
②道州の組織・税財政制度	○ 道州の首長や議会議員は、地域の多様なニーズや課題を踏まえた上で、住民に対して責任を持って政策を具体化していかなければならないことから、住民による直接選挙で選ばれることが必要。 ○ 地方自治体がその自主性・自立性を発揮し、地域主権型の行政を実現するためには、地方自治体がその役割分担に見合った財源をすべて地方税で賄うことが理想だが、税源の偏在などもあり、現実的には、すべての地方自治体が財政的に完全に自立することは困難。 ○ そのような状況では、各地方自治体が標準的な水準の行政を行える総額を確保した上で、その使い道は各地方自治体の自由とすることが地域主権型の税財政制度。そのためには、できるだけ税源の偏在度が小さい消費税などを道州や市町村の税とし、それでも役割を担うにあたり財源が不足する地方自治体については、必要な財源保障・財政調整を行う必要がある。

③道州の区域	○ 道州の規模や区域を考えるにあたっては、まず、道州が担う役割、権限を考える必要がある。その際、道州の役割が産業振興、雇用政策、交通、社会資本整備、先進的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などが中心になってくるとすると、現在の４７都道府県よりも広域的な区域を、産業や社会資本の一体性、つながりなどを基本に検討する必要がある。
④道州制の導入（実現）プロセス	○ 道州制は、この国の仕組みを大きく変えようとする取組みであり、このような大きな改革を一気に進めるのは無理がある。一つずつ課題を解決しながら、できることから一步一步着実に進めていくことが必要。 ○ そこで、道では、国から道への権限移譲や規制緩和を進める道州制特区の取組と、道から市町村への権限移譲を進める道内分権の取組を、並行して進めている。 ○ これらの取組を着実に一步一步進めていくことによって、道州制になったらこんなメリットがある、こんな可能性が開けるといった具体例を国民に実感していただき、道州制に関する国民議論をより活発にしていくことが、道州制実現への大きな原動力となっていくものと考えている。

⑤道州制特区関係	○ 道では、平成１８年１２月に成立した道州制特区推進法に基づく道州制特区の提案を行うため、広く道民からのアイデアを募集し、平成１９年７月に制定した北海道道州制特区推進条例に則って、有識者からなる提案検討委員会において道民から寄せられた約２５０件のアイデアを中心にオープンに検討を重ね、道民や市町村の意見を伺いながら、国への提案を組み立ててきた。 ○ これらの道民や市町村の意見を踏まえ、道議会での議決を経て、道州制特区推進法成立に基づく第１回目の国への提案を行う予定。 ○ その提案の内容は、次の３分野５件。 【分野① 地域医療の確保（地域の医師不足の解消）】 - 札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更の届出先を知事に変更することによって、地域の実情に合わせて定員を増やすことができるようにする提案 - 労働者派遣法により対象とされていないへき地において、民間病院等の医師が地域医療に従事することができるようにする提案 - 地方公務員派遣法により対象とされていない病院や診療所において、医師である道職員等が地域医療に従事できるようにする提案 【分野② 食の安全・安心の確保】 - JAS法に基づく監督権限を道に移譲することによって、地域において、知事が責任を持って、食の安全・安心を確保できるようにしようとする提案 【分野③ くらしの安全・安心の確保】 - 水道法に基づく監督権限を道に移譲することによって道内における水道事業者の指導監督は全て道が行うことができるようにする提案
-----------------	--

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">○ これらの第1次提案は、250件の道民アイデアのうち医療分野など50件について審議を行った段階でまとめられたものであり、道民アイデアは、空港の管理の一元化や、農地転用許可権限の移譲など、まだ200件が審議途中である。○ 提案検討委員会は、現在、環境や観光などの分野について審議を行っており、これらについても、近々、第2回の答申が出される見込み。この第2回の答申に基づき、年度内にさらに国に提案することを目指している。○ このように、国への提案を積み重ねて、一步一步分権を進めることが、国民の道州制に対する理解を深め、道州制の実現へとつながっていくものと考えている。 |
|--|---|

道州のあり方等について

氏名	中村 邦夫
①道州のあり方	道州とは、国から大幅な権限及び税財源を移譲された、広域の地方公共団体であり、わが国経済の持続的成長と国民生活の向上を実現する。 道州は「地域経営」の観点から、独自の目標を掲げ、グローバルな視点から成長戦略を練り国際競争に挑む。 また、住民に身近な地域経営・行政を推進することで、透明性を確保し、地域の魅力を高める。
②道州の組織・税財政制度	(組織) 国・道州・基礎自治体の間で適切な役割分担を行うことにより、事務・事業および組織・人員の重複を排除する。 道州の行政部門ばかりでなく議会についても同様。 (税財政制度) ①地方の基本的な税源としては、地域による偏在が少なく、地域の住民が自ら担うことのできる税目が適当。 ②道州が自らの責任の下に自由に道州債を発行し、地域のインフラ整備等を推進できるようにする。
③道州の区域	広域経済圏として自立していけるだけの規模（人口、面積、G R P等）が必要と思われるが、文化・歴史的背景等を踏まえながら、地域が主体的に決めることが望ましい。 道州制が導入される段階で、各地域の考えを尊重して区域を決定すべきである。
④道州制の導入（実現）プロセス	「道州制ビジョン」の中で、またその過程で、道州制導入後のわが国の姿を具体的かつわかりやすく国民に示す必要がある。 内閣に、内閣総理大臣以下関係閣僚、地方の代表および

	民間有識者からなる「道州制導入に関する検討会議」（仮称）を早期に立ち上げ、具体的な制度設計につき検討を行う。 政治のリーダーシップのもとで2013年までに関連法案を制定し、2年程度の移行期間を経たうえで2015年を目途に道州制を導入する。全国一斉に道州制に移行するのではなく、一部地域を先行させて、その経験や成果を他の地域にも活用する方法をとるのも一案である。
⑤道州制特区関係	北海道における道州制特区は、国からの権限移譲が十分ではなく、本来目指すべき道州制の姿にはまだ道半ばであると認識している。 ただ、道州制特区の活用に向けた北海道の取組み自体は推進すべきであり、今後、国から北海道への権限移譲が進むことを期待したい。

道州のあり方等について

ご氏名	長谷川幸洋
①道州のあり方	国から配分される地方交付税と補助金を大幅削減し、代わりに道州消費税のような独自財源をもつ。国の行政権限も道州に移譲する。それによって、カネと権限の面で国と対等関係に近い道州を実現する。
②道州の組織・税財政制度	道州は独自の地方政府と議会をもつ。財源は道州消費税と法人住民税、法人事業税、個人住民税が柱。国の地方交付税は大幅削減し、その分、道州消費税を手厚くする。国の債務もそれぞれの道州が経済力に応じて負担する。
③道州の区域	北海道と沖縄、九州、四国は、それぞれ一つの道州に。東北は二つに。中国山陰も二つに。関東圏と関西圏、中部圏を一つに。全体で、11～13の道州というイメージ。九州と沖縄は一つという選択も。
④道州制の導入（実現）プロセス	現行の都道府県制度の下で、まず地方の側が国に対して、独自の税財源と権限の移譲を求めていく。「自分のことは自分で」という思想を徹底する。地方はマスメディアを活用した情報発信を強力に展開する。
⑤道州制特区関係	将来、道州拠点になると予想される、それぞれの地方で最低一つの特区を創設する。そこで展開する目玉政策を公募し、特区同士の政策競争をする。

道州のあり方等について

氏名	宮島 香澄
①道州のあり方	* 道州は強い自治権をもった広域自治体であり、国の出先機関ではない。 * 基礎自治体と広域自治体の二層制。（移行課程は検討） * 首長・議会は公選。
②道州の組織・税財政制度	* 道州は権限的にも財政的にも独立するが、連邦制の考えはとらない。 * 道州はそれぞれの戦略で独自性を競う。 ただし、国民として最低限部分保障される部分については（社会保障・教育など）その範囲・水準を国民と十分議論・合意すべき。 * それぞれが対等な権限を持った道州間の会議で、財政などの調整を行う。 国はアドバイスなど行うが、指示はしない。
③道州の区域	* 道州制の目的と自治体の役割をはっきりさせてから区割りなどの枠組みを検討。 * 州都は住民の意思を反映する。
④道州制の導入（実現）プロセス	* 国民の生活に大きくかかわるだけに、国民との十分な議論・説明が必要。 * 国主導の道州制ではなく、住民と自治体の声を反映する形で制度が作られることが望ましい。 * 産業界・金融界、道州制導入にネガティブな地域・業界、再編を伴う中央省庁など、それぞれのグループとの意見

	交換を十分に行う。 ＊ 国会やタウンミーティングの議論だけでなく、多様なメディアを通じて国民の各層に議論を働きかけていくことが大切。現在関心が低いグループ（若者・女性など）の議論喚起を促す方法を検討。 ＊ 具体的な変化の例を提示し、自分たちで自分の地域をどうしていくかを主体的に考えてもらうことが第一歩。このためにも、先行した地域の状況を丁寧にフォロー、情報共有していく必要。 ＊ 議論にあたっては、「地方分権」と「道州制」との位置づけ・違いを明確に。
⑤道州制特区関係	＊ 北海道の経験をより具体的に共有する。 ＊ 北海道以外にも特区を広げ、先行地域のわかりやすいモデルを示す。

道州のあり方等について

氏 名	北海道経済連合会 南山 英雄
①道州のあり方	○道州の基本的な構造は、市町村（基礎自治体）→道州（広域自治体）の２層制にすべきである。 ○夫々の道州が自らの創意と工夫に基づき、地域の特徴と特性を活かし伸ばしていく必要がある。 ○そのために、市町村（基礎自治体）と道州（広域自治体）との事務区分を明確にする必要がある。 市町村（基礎自治体）が担う事務は、まちづくり、保健・医療・福祉、基礎教育、生活道路整備、効果が市町村内に限定される経済開発など、地域に密着した取り組みとし、一方、道州（広域自治体）が担う事務は、道州経営全般に関わる経済・社会政策の立案、市町村の範囲を超える事業、市町村間の調整や専門的サポートなどの事務とすることが基本と考える。
②道州の組織・税財政制度	○道州の首長及び議会議員は直接選挙により選出する。 ○国・地方ともに財政が厳しくなる中、道州が効率的で効果的な行政を行う為には、地域の自由度が高く、地域主導で選択と集中を可能にする財源が必要である。 ○道州制導入に当たっては、「税財源の配分」や「道州間の財政調整制度」、「過渡期の包括補助金制度」といった制度設計についても検討する必要がある。
③道州の区域	○道州の区割りは、歴史、伝統、風習など各地域の意見を十分勘案し国民的議論により決定すべきことであり、先行して行うものではない。 ○道州の規模は、道州の担う役割や権限から考え、市民生

	活の実態、産業や社会資本の一体性、つながりなどを基本に検討する必要がある。
④道州制の導入（実現）プロセス	○国民に対し、道州制の必要性、メリット、デメリットを提示するなど、道州制を導入した場合どう変わっていくかということを説明していく必要がある。 ○また、一部の人ではなく、国民的議論を喚起していく必要がある。 ○道州制における制度設計の議論においては、どのようなシステム（仕組み）もそれだけでは完全なものではなく、影の部分が発生するものであり、つまりは道州間の自由競争で総ての問題が解決する訳ではないという視点が必要である。 ○その上で道州制導入にあたっては、スケジュールをたてる一定の移行（準備）期間を設ける必要があり、全国一斉に移行すべきである。
⑤道州制特区関係	○道州制特区の提案に対し、国が提案を拒否するには明確な理由を示し、国会での採決を必要とする仕組みづくりが必要である。（権限及び財源の移譲も含め） ○道州制特区は単なる実験の場ではなく、道州制議論を深めるためのモデルとならなければならない。 ○道州制特区推進法は、民間活動を阻害する規制と実態にあわない制度を見直す「規制緩和」の側面と、政策の集約化と行政コストの節約をテーマとする「権限委譲」の側面との両面からのアプローチが必要である。 ○北海道だけではなく、全国においても特区対象となる地域を増やしていくことが重要である。

道州のあり方等について

氏 名	(社) 東北経済連合会会長 幕田圭一
①道州のあり方（列举）	・ 道州は、国と基礎自治体の間にあって基礎自治体を補完する広域自治体であり、分権型社会における地方自治制度の選択肢の一つと考えられる。 ・ 地域は、「道州－基礎自治体」の二層制の構造とする。 ・ 生活に密着した行政サービス分野は基礎自治体が担い、道州政府は、道州全体にわたる施策・事業や基礎自治体が担うことの困難な業務やそれらの調整を行う。 ・ 法整備については、まず、国が基本法により国全体のあり方を示し、その上で、道州は地域の事情を勘案し道州全体における運用を規定する。
②道州の組織・税財政制度（列举）	〔組織〕 ・ 道州の組織体制については、現行の地方自治法に定める知事及び補助機関、議会、行政委員会等の枠組みを基本としながら、各省庁から移譲される権限（業務）の質や量を十分に勘案・検討した上で設置する。 ・ 知事（首長）及び議員は住民による直接公選とする。 ・ 道州内には、行政範囲の規模に応じて支庁等を設置することとし、この設置基準は、道州に委ねるものとする。 ・ 道州の要員配置については、国から移譲される権限・財源等を法令等に照らし合わせながら、明確な要員数とコストを算出して道州政府に移管する。 〔税財政制度〕 ・ 国から道州政府ならびに基礎自治体に税財源を移管することを前提とする。移管には、いわゆる行政の無駄を省くために住民の自治参加・事業参加の必要性和、財政需要も現在とは異なる事態が想定されることから、道州および基礎自治体の財政需要を十分に見極めた上で、それに見合う財源（税源）を措置すること。 ・ 道州間においては何らかの財政調整制度を導入し、社会的最低保障を確保するとともに、戦略性を有する政策の実現を図る。

③道州の区域	道州制導入に伴う道州の区域については、将来の道州毎の役割や自立の可能性を見極めることと、一方では、歴史的・地理的・文化的な諸条件や現行の政治・行政的な繋がり、企業活動等の経済的な繋がりを総合的に勘案して判断すべきである。 さらに、これまでなじみの深かった都道府県がなくなること、直接影響を受ける地域住民の声や意見も尊重しながら、慎重に議論すべき問題であるとする。 なお、東北経済連合会は、道州制を考える場合には、将来の国土計画を想定した国土形成計画法に基づく広域地方計画区域も無視できないのではないかと考える。なぜならば、道州政府が地域の社会資本整備など、地域ブロックの特性に応じた将来の発展計画を取り込む場合において、広域地方計画区域と一致・連動した方が効果的な地域運営が出来ると考えるからである。
④道州制の導入（実現）プロセス	道州制の導入に当っては、これまで述べてきたように「国と地方の役割の再編」「国の統治機構全体の再構築」「効率的な行財政システムの確立」を図り、十分な準備期間と国民への周知を図った上で、一律に導入すべきであるとする。 この理由には、受入側の準備に関する温度差により市町村合併以上に混乱を招くことが予想されることと、衆・参両院の国政選挙の具体実施や地域間の税財政制度の二重化により、国と道州、基礎自治体の対応にも齟齬をきたす虞があることが挙げられる。 ただし、道州制移行に準備の整った地域が、地域のコンセンサスを十分に踏まえて自ら実施したいと強く希望し、国との役割分担を十分に行いながら実施に踏み切る場合には、これを妨げるものではない。
⑤道州制特区関係	特区論議については、現在導入されている北海道の事例を十分に検証することが、まず重要であるとする。 その上で、特区の導入によっても道州制の特質が十分に確保されるのであれば、実施できる箇所は実施することも吝かではない。

道州のあり方等について

ご氏名	丸 森 仲 吾
①道州のあり方	それぞれの州が地域の歴史や伝統、文化、産業など個性を生かした地域を創造できるよう、州が主権を担うべき。
②道州の組織・税財政制度	■組織 道州の首長は直接選挙にて選出すべきであるが、議会議員の選出については要検討。 ■税財政制度 税財源の完全移譲、課税権・税率決定権・徴税権の道州への一元化は理想であるが、道州間の財政力格差の調整を図る制度が必要。
③道州の区域	歴史や伝統、文化はもとより経済圏などを考慮し、従来のブロックを基本にした区割を検討すべき。 ちなみに東北地域においては、新潟を含めた東北7県による区割りを希望。
④道州制の導入（実現）プロセス	道州制導入の意義や道州制導入にともない国民の生活がどう変化するのかを具体的にわかりやすく伝え、国民への理解を広める必要がある。
⑤道州制特区関係	道州制特区は、道州制導入過程における1つの方策。しかしながら、現況は中央のしぼりが強すぎ、本委員会において議論される道州制の姿と大きくかけ離れており、道州制のモデルとしての役割を果たしていないことが、国民に理解されていない原因の一つである。

道州のあり方等について

氏 名	犬島伸一郎（北陸経済連合会 副会長）
①道州のあり方	・ 効果的に自治分権が行える広域自治体であること ・ 日本は単一民族国家であり、国土もそれほど大きくはないので、「連邦制」を採る必然性は無い ・ 道州のあり方は、国や基礎自治体との関係の中で定義される ・ 「公」全体として果たすべき責務を定義し、次に、国や基礎自治体の役割を整理し、「道州」の担うべき役割を定めるべき（集権と分権のバランス確保） →「広域自治体」＝「国」^{（マイナス）}－「基礎自治体」
②道州の組織・税財政制度	・ 組織 → 自治体として、公選の議会と首長を持つ ・ 税財政制度 → 行政需要を賄う一定の財政力を確保 （例示：財政力「低」＝「行政需要」＞「税収」等） ＊ 財政調整は「国」の責務
③道州の区域	・ 地域住民の意思を最大限尊重すること（例：北陸三県は独自の圏域として多くの住民が支持する圏域） ・ 「公」の世界においては、「私」の世界にも増して、公平や惻隠の情等が必要 ・ 経済活動（私的）は既に県境や国境を超えて行われているが、行政活動（公的）は、特定の地域住民を対象とする活動が主となるため、道州の「区域」設定にあたっては、ローカルな特色を減殺させない区域とすべき

道州のあり方等について

氏 名	犬島伸一郎（北陸経済連合会 副会長）
④道州制の導入（実現） プロセス	・ 国民合意が大前提 → 予想される効果やデメリットを判り易く 国民に提示し、国民的な議論醸成を ・ 国民に示すべき判断材料（例） 【ステップ1：「公」が対処すべき課題の設定例】 ➤ 「公」が行う事業のうちナショナルミニマム等 として必要なものは何か ➤ 「公」として戦略的に取り組むべき事項は何か ➤ 「公」の事業のうち、廃止、民間移管可能なものは何か → 国家としての基軸、必要な行政需要明確化 【ステップ2：国と地方の役割分担検討項目例】 ➤ 国、県、市町村の重複事業合理化 ➤ 国庫補助事業の分類、整理 ➤ 法令規律密度の緩和 → 国民に事例や定量的効果等を提示 ・ ステップ1、2の検討にあたっては、行政の当事者が 情報を開示し、国、地方、第三者による合同協議会 等を設置して検討 ・ 上記の明確化作業は、地方分権改革、行政改革とも 連動する部分が多いため、地方分権改革や行政改革 を着実に進めていくことが、「道州制」導入に向け た論点等をクリアーにしていく近道
⑤道州制特区関係	・ 道州制特区をモデルに、地方分権改革や行政改革の 成果事例を創出していくことが道州制論議の醸成 につながる

以 上

道州のあり方等について

ご氏名	川口 文夫(道州制協議会委員/(社)中部経済連合会会長)
①道州のあり方	○道州を、現行地方自治法に定める「広域の地方公共団体」としてと考える点は、第28次地方制度調査会の答申にうたわれており、ビジョン懇談会の議論においても概ね合意しているものとする。 ○道州制移行後のわが国の統治機構は、国－道州－基礎自治体の3層構造が基本とする。 国と都道府県との間に調整機能を持った組織を(過渡的に)置くことも否定しないが、国から権限と財源を移譲する対象となる道州の位置付けが曖昧・不安定になるうえ、道州制への完全移行が遅れる、または頓挫する懸念が強く、基本的に望ましくない。 ○道州は互いに切磋琢磨し、魅力と活力を競い合う関係になるべき。道州の活力の総和がわが国の活力となる。
②道州の組織・税財政制度	<組織> ○道州の意思決定機関として、住民の直接選挙により選出される議員からなる「州議会」を設ける。 ○道州の執行機関として、住民の直接選挙により選出される首長を置く。 <税財政制度> 国・地方を通じた税体系の抜本的な改革が前提。 ○徴税は道州に一元化する(関税を除く)。 ○国庫補助負担金を廃止し、地方交付税は大幅に縮減して「地方調整基金」とする。 ○各道州が拠出する基金を創設し、富裕な県から財源に乏

	しい県への水平的な財政調整を行う。 ○地域的な偏在性が小さい地方消費税を道州の基幹税と位置付けこれを増税し、所得税・法人税を減税する。
③道州の区域	○「区域そのもの」ではなく、「区域の決め方・見直し方の基準」を議論し方向付けるべき。 歴史を見ても、1871年の廃藩置県開始から1888年の香川県（再）成立で概ね現在と同様の区域が固まるまでに、およそ20年を要している。区域そのものの確定に時間と労力を費やすのではなく、透明性のある基準を設定することにこそ意味がある。 ○具体的には、現在の社会・経済のあり方を前提として、都道府県を単位とした合併が原則となろう。そのうえで、経済圏・一日交流圏・治山治水の容易さ（例えば主要河川の流域・分水嶺など）を勘案し、市町村を単位として区域を調整する途を開く必要がある。 ○また、道州としての一体感を醸成すべく、歴史的な経緯や風土等への配慮も適宜必要であり、さらに道州の境界に住まう方を念頭に、住民の意向を斟酌する機会を設ける必要があることは論を待たない。 ○他方で、道州間の競争を目的に、人口・経済規模等を勘案した区域調整を行うことは、道州内の人的交流や一体感の醸成を阻害する懸念があるため、望ましくない。

④道州制の導入（実現）プロセス	概ね10年後を目途に道州制へ移行することを目標に、下記のようなプロセスを想定する。 <前期> ○道州制ビジョン懇談会における「中間取りまとめ」公表（2008年3月） ○地方分権改革推進委員会 勧告（2009～2010年中） ○第29次地方制度調査会 答申（2009年中） ○道州制ビジョン懇談会の報告「道州制ビジョン」公表（2010年3月） ○新「地方分権一括法」国会提出（2010年3月） ○衆参両院に「道州制推進特別委員会」を設置 ○「道州制推進法」の制定 ○「道州制基本法」の要綱策定 ○地方および国が参加する「道州制推進協議機関」の設置 ○地方支分部局の事務事業を都道府県に移管するための具体的な検討開始（地方分権改革推進委員会において） ○国民的な議論の喚起 <後期> ○「道州制基本法」の具体的内容の検討・取りまとめ ○各州において「州設立準備協議会」を設置 ○都道府県の廃止、州の設立に関する手続き等
⑤道州制特区関係	○北海道における特区推進への取り組み状況は、地方分権改革推進委員会での議論と同様に、道州制ビジョン懇談会の場において逐次紹介・議論されて然るべき。 ○特に、中央省庁から特定広域団体にどのような権限が移譲されるか、あるいは中央省庁が権限の移譲をどのよう

	な論旨で阻んでいるかなどは、道州制の実現に向けた論理構成を行ううえで重要な要素になると思われる。 ○ビジョン懇談会として北海道の取り組みをバックアップする姿勢が必要ではないか。 ○関西広域機構の「特区の対象を、府県合併を前提とするのではなく、広域連合にも拡大すべき」という運動についても、同様にビジョン懇談会としてバックアップする姿勢が必要ではないか。
--	---

道州のあり方等について

氏名	村上仁志（関西経済連合会地方分権委員長）
①道州のあり方	道州は広域自治体と位置づけ、地域経営の主体とする。 道州ごとの多様な地域特性に応じて独自の地域経営と適切な行政サービスの提供ができるようにすべきである。
②道州の組織・税財政制度	多様な地域特性に対応するため、選択肢の多いフレキシブルな制度として、例えば、道州と基礎自治体の間に、一定の役割を担う自治体を置くことを可能としてはどうか。 道州制導入は、これまでの分権改革で残された課題を着実に解決することとセットで進めるべき。税財政制度の抜本的改革として、①補助金の圧縮と地方交付税制度の廃止、②国から地方への一層の税源移譲、③水平的財政調整制度の導入が必要。また、基礎自治体に関する制度改革として、①法令の規律密度の緩和、②補完性の原理に基づいた事務権限の再配分が必要。
③道州の区域	一律の基準で国が一方的に決めるべきではない。道州制の意義・目的や制度の骨格についての議論を深めつつ、区割りについても地域において真剣に議論すべきである。
④道州制の導入（実現）プロセス	国民的な議論の喚起と政治の強いリーダーシップが必要不可欠である。また、分権型の道州制を実現するために、各地域は中央の議論を待つだけでなく、現行制度を活用した分権改革の実現に取り組むべきである。
⑤道州制特区関係	特定広域団体になるための条件を「3都府県以上の合併」に限るのではなく広域連合によるものも可能とすれば、他地域における取り組みが進み、道州制導入に向けた国民的議論の活発化につながると考える。

道州のあり方等について

ご氏名	福田 督
①道州のあり方	わが国には地理的条件や歴史・文化的条件などにより，多様な地域性が培われており，その地域性を反映した行政運営を行うため，道州は国と基礎自治体の間で，地域としての意見を取りまとめ，国と対等に交渉が行える広域自治体であるべき。
②道州の組織・税財政制度	〔組織〕 ・ 道州の長として道州知事を置く。 ・ 道州知事の選出は，道州民による直接選挙で行う。 ・ 道州の議決機関として，道州議会を設置する。 〔税財政制度〕 地方税と国税の体系を一体的に見直すことを前提に，互助の精神に基づく道州間の水平調整のみによる財政調整が原則であるが，ナショナルミニマムなど限定的に国による垂直的な財政調整も考えられる。 また，中山間地など地理的要因等により，財政事情が極度に厳しい基礎自治体に対しては，道州内における財政調整の仕組みが必要。
③道州の区域	区域を議論するにあたっては，地域の自主性を尊重することが重要であるが，「国のかたち」と密接に関連する重要事項であるため，国と地方の協議により，法律により全国をいくつかのブロックに区分する方式を採用することが適当。

④道州制の導入（実現）プロセス	・国民（住民）の理解が必要不可欠であり，そのためには道州制導入後の地域社会の姿や，導入のメリット・デメリットの整理が必要。特に，東京を中心とした首都圏住民への啓蒙活動を，早い段階から行うべき。 ・導入後の行政運営は「自己決定・自己責任・自己負担」が原則となるため，その点について導入前に，住民の意識改革に努めていくことが必要。 ・導入するまでの期間は，特区等を活用し，地域ブロック単位での産業政策や産業廃棄物処理など，広域的な取り組みによるメリットが期待される連携施策を積極的に推進するとともに，ブロックとしての一体感の醸成に努めることが重要。 ・現行都道府県においては，道州制の導入前に市町村に対し，可能な限り権限を移譲するべき。
⑤道州制特区関係	道州制特区の先行地区には，他の地区での道州制への関心が高まるよう，権限移譲項目を増やしていくべきである。

道州のあり方等について

ご氏名	山下 直家 （四国経済連合会 副会長）
①道州のあり方	・ 道州制は、各ブロックが自らの決定で、統一的な戦略のもと広域的・総合的な施策を行い、魅力と競争力のある地域づくりを進めてゆく仕組みである。そのため、道州は都道府県に代わる広域自治体とし、国から権限移譲、財源移譲、人材移動を受け、地域のことは原則全て責任を持ち、権限を持つ必要がある。 ・ 道州の権限や税財政制度、区域設定の考え方については十分議論し、各道州が立ちゆく制度設計を行う必要がある。
②道州の組織・税財政制度	・ 国からの事務や権限の移譲に見合った自主財源を増強するため、国から地方へ税源移譲を行うこと。その際、地方税の偏在是正を図ること。 ・ 地理的条件やインフラ、産業集積などの違いから、道州制になっても、大都市圏と地方圏で税収格差が生じるため、道州間での適切な財政調整を行うこと。 ・ 社会保障や義務教育など、ナショナルミニマム的な行政サービスについては、どの地方に住んでも等しく享受できる必要があり、国がそのための財政面の責任を負うこと。
③道州の区域	・ 道州は一つの自治体であり、地域経営において住民が一体感を持てることが重要。そのため、道州の区域は、住民が自分の地域という帰属意識を強く持てるような地理的一体性（一つの島であるなど）や、歴史文化、風土の共通性、生活や経済面での交流などの条件を有していることが必要。

	・人口や経済規模も重要であるが、そればかりを重視して道州のエリアが広がり過ぎると、かえって投資の重点化や行財政の効率化が難しくなり、道州の独自性も薄れてしまう。地方制度調査会報告(平成18年2月)の11～13の区割り案が適切であり(四国に関しては四国州)、それぞれ先進国一国に匹敵する各道州が特色を生かし競い合うことで、互いの交流をより活発化してゆくと考えられる。
④道州制の導入(実現)プロセス	・道州制は、単に行政システムの変革にとどまらず、その影響は経済界、地域住民にも広く及ぶとともに、地域自立の意識変革も強く求められる。したがって、道州制導入に当たっては、地域の合意形成や国民世論の盛り上がりが欠かせない。 ・道州制になれば、国民生活はどのように変わるのか、地域がどのように魅力を持つようになるのかについて、認識を共有できるようなビジョンや各地域での議論喚起が必要である。 ・また、道州制導入に先駆けて、地方圏の自立や競争に必要な社会資本整備を推進し、競争条件に著しい格差が生じないようにしておくことも重要。
⑤道州制特区関係	

道州のあり方等について

ご氏名	芦塚 日出美
①道州のあり方・組織	◆ 九州7県を広域的に再編して一つの州にする - 九州における道州制のイメージは、九州7県を広域的に再編して一つの道州とし、国と地方の役割分担（前回提出）に基づいた「九州自治州」を創設する。このため、国および国の出先機関（九州経済産業局、九州地方整備局、九州地方運輸局、九州地方農政局、九州森林管理局等）の権限と財源を道州政府に移譲する。これに伴い国の出先機関は廃止・縮小する。 ◆ 九州の自治は道州と市町村の2層制とする - 九州の自治は道州と市町村の2層制をとり、公選の議会と首長を持つ。 - 住民サービスの大部分は基礎自治体である市町村が受け持つ。 （近接性の原理） - 道州の役割は、市町村では対処できない事業など限定的なものにするほか、九州が一体となって取り組むべき事業を中心に分担する。（補完性の原理）道州は国の行政権限の移譲を受けた広域自治体であり、地域の自立と活性化を目指すための制度としてその実現を目指す。（地域主権） - 道州政府は、住民自治と情報公開の理念に基づき、自治体の政策策定や実施に住民が参画することを基本として、住民の意向を的確に反映した自律経済圏九州の実現を目指す。（九州自治州の実現） 道州制のイメージ図 道州制導入前 道州制導入後 ※九州市長会「九州府構想」を参考にした * 道州制導入後の市町村、道州、国の組織・人員はそれぞれの役割に応じて重点化、スリム化する 市町村…基礎自治体として住民生活に密接に関わる行政サービスを総合的に担う 道州……広域自治体として、市町村では対処できない広域的な役割を担う 国………道州では対処できない、主として国家の存立に関わる役割を担う

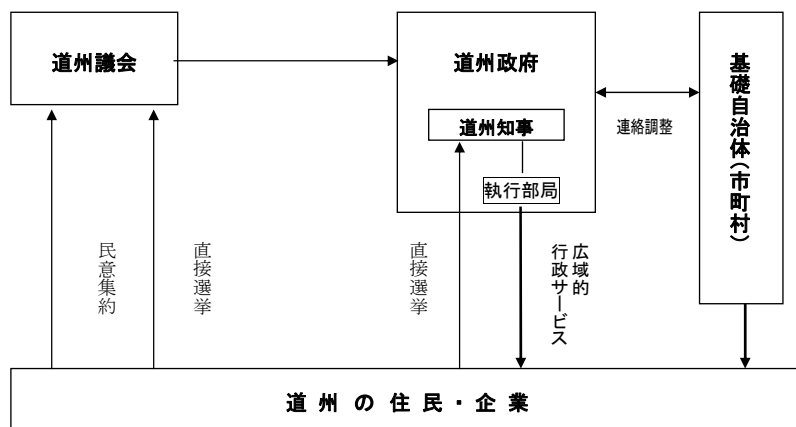
②道州のあり方・組織

(続き)

◆ 道州制を支える市町村の行政能力の強化

- ・ 道州制下では、住民生活に密接に関わる行政サービスは、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が総合的に担うことを基本。
- ・ このため、市町村は市町村合併を強力に進め、その行政能力を一段と強化して、都道府県からの権限と財源移譲の受け皿に相応しい自治体となる必要がある。

九州の議会・執行機関のイメージ



②税財政制度	◆ 道州制実現のためには自主財源の拡充確保が不可欠 ・ 地方分権を進め、財政責任を伴った道州制を実現するためには、地方税を中心とした自主財源の拡充確保が不可欠。 ・ このため、国と地方の役割分担に応じて国税と地方税の税源配分方式を抜本的に再構築し、地方が自己決定により自主的な財政運営を行うことのできる体制の確立が必要。 ・ 具体的な制度として ① 国税から地方税への税源移譲や国税と地方税の税目、課税権のあり方も含めた税制の見直しを行い、国と地方の租税収入の配分比率をその役割に応じた最終支出の比率に近づける ② 国庫支出金を原則廃止し、一般財源化する ③ 地方交付税制度を見直し、新たな財政調整の仕組みをつくる ◆ 地方間の税源偏在を無くすための財政調整制度確立の必要性 ・ 税源移譲を行えば、地方間の税源偏在が顕著になるので道州間で責任を持つ財政調整システムの構築が不可欠。 ・ また、道州間の調整だけでは解決しにくく、国家的見地から調整しなければならない問題もあると考えられるので、財政調整制度は総合的な視点から検討が必要。 （特に、現在の地方交付税は、国税という形で徴収された税の一部であるが、本来地方の固有財源であり、自治体全体で共有している財源であるという地方共有税のような考えに立ち、新たな財源調整の仕組みの検討が必要。） ・ 道州内の基礎自治体間の財源配分については、道州政府が条例によってルールを定め、当該道州に配分された財源のうちから市町村が必要とする財源を基礎自治体間の協議によって配分する仕組みをつくる。
③道州の区域	◆ 九州7県を一つの道州とし、沖縄県は単独州とする ・ 九州・沖縄において道州の区域を考える場合には、沖縄の持つ地勢学的・歴史的・文化的背景をはじめ現行法令や国の行政機関の状況を考慮して、九州7県をひとつの道州とし、沖縄県を「単独州」とすることが現実的。 （これまで九州・沖縄8県の一体的発展を目指して、政策連合などの活動を続けてきているが、九州・沖縄における道州の区域の問題は最終的には沖縄県民の世論を踏まえ、沖縄県自身が判断。）

④ 道州制の導入(実現)プロセス	・ 現在、九州地域戦略会議では「道州制の目指す姿の九州モデル」の作成を目指し、企業や生活者にとって関心の深い具体的課題について、国と地方の役割分担を改革した道州制でどうなるか（メリット）を検討し、これに基づく税財政制度はどうしたら良いかを作業している段階。
⑤ 道州制特区関係	この道州制の九州モデルを地域社会に提示したいと考えている。 ・ このように、九州では道州制の目指す姿（制度）を明確にするのが先決と考え、九州が先行実施するプロセス論については議論していない。 ・ しかし、九州でも色々な意見がある中で、例えば道州制特区推進法の活用など、早急に九州が先行実施に向け動くべしという意見もあるが、一方、現段階では「国が我が国の将来像として道州制のあるべき姿の具体的制度設計を示さない段階で、九州だけ過渡的に先行実施するのは無理ではないか」との意見が大勢である。 その理由、意見としては ① 道州制は地方分権の総仕上げで、中央省庁の解体再編を含む国と地方の統治機構の抜本的改革である。 したがって、九州だけ道州制に移行しても、中央省庁が現在のままでは、道州制の効果が期待できるか。 ② 地方分権社会に相応しい税財政基盤の充実とは、九州だけで完結するものではなく、全国レベルでの財政調整が必要であり、九州だけ自主財源を確保する見通しがあるのか。 ③ 現在ごく一部に限定された権限移譲事務の道州制特区推進法を活用しても、「道州制のあるべき姿」が示されていない段階では、1つ1つの権限移譲事務は、現実的に相当困難ではないか。 など ・ また仮に九州に道州制特区推進法を導入するにしても、以下の準備が必要 ① 九州が道州制の先行実施するための特別措置の設定 ② 基礎自治体の行政能力強化・整備 ③ 7県の政策連合による広域的課題の解決能力の強化 ④ 九州の住民の合意形成 ⑤ 競争力強化のための社会資本整備 など

道州のあり方等について

ご氏名	太田守明
①道州のあり方	○道州のあり方は、主権を有する道州民が、その権能や組織編成等を自治立法にて定める。 ○道州のあり方は、一国多制度とする。
②道州の組織・税財政制度	○道州の組織・税財政制度は、自治立法にて定める。 ○補完性の原理に基づき、基礎自治体と道州、国の組織や税財政制度の関係を定める。
③道州の区域	○道州の区域は、地理的・歴史的・文化的諸条件等を踏まえ、経済的財政的な自立志向を含む共同体意識に基づいて定める。
④道州制の導入（実現）プロセス	○遠隔離島に位置する国境地域においては、適切な財政措置を伴った一国多制度としての道州制を、全国に先駆けて導入することを可能にする。 ○道州制の導入にあたっては、段階的に道州の財政的な自立の度合いを高めるために、国と地方の税財源の配分や企業誘致のための制度等を見直す必要がある。その際、国と地方が共に、道州制を成功させるための当事者意識を持って適切に対応すべきである。 ○国と地域が協働して、各地域で道州制について検討するための基金制度等を創設すべきである。
⑤道州制特区関係	○遠隔離島においては、現行の斬新的な道州制特区とは異なる、適切な財政措置が伴った一国多制度の導入を可能にする「道州制特区」を創設する。

《追加提出資料》

鎌田委員

P 1

篠崎協議会委員

P 3

◎道州のあり方などについて

2007年12月12日

共同通信社編集委員兼論説委員

鎌田 司

(1) 道州のあり方

- ・中央省庁と地方出先機関の抜本的見直しが前提。都道府県は存続する。
- ・地方出先機関の事務でできるものはエージェンシー化する。また国の事務として各地方に残すもの（国税関係、防衛施設など）は残す。それ以外のこれまで中央政府（地方出先機関）で担っていた事務と都道府県が担っている広域調整企画的な事務の相当部分を担う。一定の時間と手順をかけて段階的に行う。最終的に独立自治体となる。
- ・都道府県の廃止は現実的でない。理由は州と住民との距離が遠くなり、民主的統制の問題が生じる可能性がある。世論調査でも道州制反対の理由の第1位。都道府県（少なくとも府県）は120年近い歴史を持ち、国民意識の中に深く定着。幕藩体制以前からの歴史的沿革を保つ地域も少なくない。府県の地域性、固有性は国民的地域的文化資源ともいえる。世論調査の反対理由の2位が「都道府県に愛着がある」。道州制導入後は、現在の組織機構をスリム化して、小規模市町村の補完・調整機能、大規模病院・教育、警察、防災、自動車登録や車検など、やや広域的な管理区域での事務を役割とする。
- ・東京は単独州か、ロンドンのようなGLA（グレーター・ロンドン・オーソリティー）のように、一定規模の首都圏庁を起し、首都圏庁の中に市町村を置くなど、突出した規模になることを避ける。

(2) 道州の組織・税財政制度

- ・議会を置く。都道府県議会は大幅にスリム化。
- ・地方の声を国会に反映させる仕組みとを導入（例えば州、都道府県、市町村議会議員と国会議員の兼職も）。州制と国会議員の選挙制度のリンク。
- ・長（州知事）は直接公選。
- ・州の立法権限として、自治事務に関する事業関係法令は「法令に代えて条例で詳細を定めることが出来る条例の上書き権」を認める
- ・国税の一定部分を州に移譲する。従来の道府県税については、州に移管するものと残すものを振り分ける。府県と市町村には、自治体サービスと住民負担の関係が見えやすい、個人住民税、固定資産税を配分。州には税源が分散する法人関係税や消費関係税。
- ・納税は一括徴税などシステムの統合化、簡素化
- ・ほとんどの州政府が原則として財政的に自立が可能な税源配分とする。税源不足が大きい州政府に対する国の垂直的調整を行う。地方消費税などによる州間の水平的調整も補足的に行う。

(3) 道州の区域

- ・将来の検討に当たっては、東京の一極集中を緩和すること、道州が自立した経済圏をつくり州単位で東アジア交流を行うことを想定し、各道州がいずれも太平洋にも日本海にもつながっていることなどを考慮する。
- ・沖縄は地域の意向を尊重して決める。

（４）道州制の導入（実現）プロセス

- ・州は最初は、広域の計画・政策調整、インフラ整備などを中心にスタートする。発足時はできる限り簡素な機構組織とする。
- ・まず中央政府機能のブロック単位への機能分散を行う。民営化・エージェンシー化する事務や国の事務として残す事務を除いた事務や権限を地方支分部局に移管する。（分散）
- ・並行して都道府県は、広域ブロック単位の府県広域連合をつくり、順次構成府県の権限、国の権限の移譲を受ける。段階的に完全自治体に近づけていく。
- ・一定の調整期間後、国のブロック単位と府県連合を統合し、新たな広域自治体として認知する（分権）。
- ・府県の市町村への権限移譲や市町村間の広域連合などをめる。道州制への準備

（５）道州制特区関係

道州のあり方などについて

氏名	株式会社都市生活研究所 代表取締役 篠崎 由紀子
はじめに	道州は国の出先機関でなく、地方分権社会における広域自治組織であるから、そのあり方を決めるについても、それぞれの地域の個性にふさわしい考え方が反映されるべきである。例えば、関西では広域連合の検討が進み、中部、九州などでも、地方自治体、民間経済団体、学界などですでに議論がつみ重ねられている。これらの地方の議論が尊重され、国から出されるビジョンに反映されてこそ、はじめて地方分権にふさわしい提案となる。 また、そのプロセスが少々迂遠、煩雑となろうとも、地域自らが自分たちの地域にふさわしいビジョンを描き、道州制への移行の準備にかかわるプロセスそのものが、分権社会の礎となる。
道州制導入のプロセス その1 「地方ビジョン」 の作成	当ビジョン懇談会の中間報告が出れば、その後各地域に「道州制地域協議会」を設立する。協議会には法的な裏づけが必要である。メンバーは地方六団体の構成員、市民・NPO代表、経済団体、有識者などとし、それぞれの地方の提案を作成する。 協議会をつくる区割りは、すでに提案されている第28次地方制度調査会答申の例示のなかで、最も広いエリアとする。 (注) 関東には東京都を含み、2つの区域で協議会をつくる。 地域からの提案は全国画一でなくてもよい。各地域の特性を基にした多様なものが予想される。道州の区域などは、あくまで地域の自律的な調整で決める。

道州制導入のプロセス その2 基本法の制定と 推進本部の設置	地方の意思を反映したビジョンができれば、次のプロセスは以下となる。 1) 道州制基本法の制定 2) 国の推進本部と各地方の協議会を発展させた、準備組織の設立
道州制導入のプロセス その3 特区	広域連合ができている地方は特定広域団体とみなし、特区とし、先行的に国からの権限委譲、財源委譲を受け、事務を担う。 関西は先行してトライアルを行い、実質的な成果をあげ、世論をリードする。
道州制導入のプロセス その4 導入時期	移行完了時期は、全国一律に設定する。ただ、この制度は、明治以来のわが国の統治機構を一新するものであるから、導入後も再検討、再調整可能なフレキシブルなものとする。
道州のあり方と組織	国を守り、世界に貢献する施策に専念する中央政府と生活に身近な施策を、生活現場で住民とともに考え、総合的に実施する基礎自治体の間にあつて、基礎自治体の枠では担えない広域の経済振興や環境保全を担う主体が道州である。グローバル競争下の地域の産業経済の振興、そのための広域インフラの整備、加えて地域の自然、歴史、文化の魅力を向上し世界へ発信するなど、広域の地域経営を担う主体である。 それ故、道州のあり方や組織・制度は、その主体にふさわしいものであるべきだが、全国一律に同一である必要はない。 道州は国の出先機関ではなく、広域自治体であり、独自の立法権と独自の財源を持ち、自立して、地域経営と地域施策にあたる。 公選の議員と首長をもつ。 国政への地方意思の反映のため、道州を代表して、国会へ議

	員を送る。 組織はシンプルでかつフレキシブルに時代変化に対応できるものとする。 上記の基本フレーム以外の事項は、道州毎に自らの特性に合った組織設計を行うことができるようにし、多様性を認める。
税財政制度	道州制の下では、国の担う役割は限定されたスリムなものとなり、中央省庁は大幅に再編・縮小され、内政のほとんどを道州が担うこととなるわけで、国と地方各々担う役割に見合った新しい税の配分方式が、考えられるべきである。道州と基礎自治体の間の配分も同様。 道州制が導入された分権社会では、住民の自立と参画が重要である。それには受益と負担の関係が明確であることが必須となる。そうした税体系に変えていくことが望まれる。 また、全国一律のナショナルミニマムの設定は必要最小限にとどめ、道州、基礎自治体の各層で地域毎に地域のニーズにあった多様な水準の行政サービスを選べるようにすべきである。 一方で負担となる税についても、税目、課税標準、税率にも地域毎のバラエティが生じてよいとする制度を検討すべきである。 道州間の財政調整は道州間で行う水平調整とし、国は関与しない。 一步進めて、現状の税財政制度を抜本的に再構築し、地方が税収を確保し、国の担う役割と執行する事務に必要な交付金を賦与する方策も検討すべきではないか。